

令和5年度田子町同窓会等支援事業助成金交付要綱

令和5年4月1日

訓令第 12 号

(目的)

第1条 この要綱は、Uターン者を促進し結婚支援とあわせて地域の活性化に資するため、予算の範囲内において、同窓会等開催に係る費用の一部を助成することについて、田子町補助金等の交付に関する規則(昭和45年田子町規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「同窓会」とは、田子町内の小学校及び中学校の卒業生で、学級、学年、学校、部活動及び各種結成団体の単位で開催される、通称同窓会又は同級会と言われるものをいう。
- (2) 「お見合い」とは、将来結婚を希望する男女両性が、令和5年度田子町縁結びプランナー登録・縁結び報奨金支給事業実施要綱(令和5年4月1日田子町訓令第 号)第4条の規定により登録された縁結びプランナーの仲介によって対面することをいう。

(助成対象の同窓会等)

第4条 この要綱による助成金の交付対象となる同窓会は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 原則として町内で開催されるもの。ただし、やむを得ない事情で町外(青森県、岩手県、秋田県内に限る。)で開催されるものについては、その理由を申請時に申告するものとする。
 - (2) 出席者が5人以上で、男女両性の出席が各々1/4以上あること。
 - (3) 出席者の過半数が、田子町内の小学校又は中学校の卒業生であること。
 - (4) 出席者の出身学校、住所、氏名、年齢、職業を出席者名簿として提出できること。
 - (5) 同窓会に要した経費の収支決算報告書を提出できること。
 - (6) 同窓会開催案内などにおいて、本事業の支援を受ける予定の同窓会であることが通知されること。
 - (7) 他の団体等からの支援又は助成等を受けて開催されるものでないこと。
 - (8) 原則として出席者の負担する会費が全員同一金額であること。
- 2 この要綱による助成金の交付対象となるお見合いは、次に掲げる全ての要件を満たすものとし、お見合いの開催場所や年齢に制限は設けない。
- (1) 出席者に引き合わせる男女両性2人及び同席する縁結びプランナーが1人以上あること。
 - (2) 出席者に引き合わせる男女両性2人のうち1人は、田子町在住者であること。
 - (3) 出席者の住所、氏名、年齢、職業を出席者名簿として提出できること。

(4) お見合いに要した経費の内訳を提出できること。

(助成金の額)

第5条 町長は、助成対象者から助成金の交付申請があった場合、次の各号に掲げる算定により算出した額を助成する。

(1) 同窓会費については、出席者1人当たり2,000円とし、1同窓会につき5万円を上限とする。ただし、出席者1人当たりの経費が2,000円を下回る場合は、実際に支出した1人当たりの経費の1/2相当額とし、100円未満は切り捨てるものとする。

(2) お見合いについては、お見合いをする男女両性及び同席する縁結びプランナー各1人当たり4,000円とし、これを下回る経費の場合は、実際に支出した経費とする。

2 同一の趣旨、目的、出席者で開催する同窓会及び同一の出席者で行われるお見合いに対する助成金の交付は、年度内2回迄とし、予算の範囲で助成金申請順に申請を打ち切るものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金を受けようとする者は、田子町同窓会等支援事業助成金交付申請書(様式第1号)を同窓会又はお見合いを開催する通知を行う前に町長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請者(以下「申請者」という。)は、同窓会にあっては、その同窓会を代表する者、幹事又は会計事務担当者、お見合いにあっては、縁結びプランナーとし、いずれも田子町在住者とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、助成対象に適合していると認められたときは、これを決定し、田子町同窓会等支援事業助成金決定通知書(様式第2号)を、適合しない場合は、その理由を明記した田子町同窓会等支援事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)を、申請者に交付するものとする。

(助成金の概算請求)

第8条 助成金の概算払いを受けようとする申請者は、田子町同窓会等支援事業助成金概算払請求書(様式第4号)に以下に掲げる必要な書類を添えて、原則として同窓会又はお見合いを開催する予定の日以前に町長に提出しなければならない。

2 概算の助成金は、前項の規定による請求書を受理した日から2週間以内に支払うものとする。

(助成金の精算)

第9条 申請者は、同窓会の開催日から起算して2週間以内に、田子町同窓会等支援事業完了届兼助成金精算書(様式第5号)に同窓会出席者名簿(様式第6号)及び支出の明細が判別できる領収書を添付した同窓会収支報告書(様式第7号)及びを添えて町長に提出し、助成金の精算を行わなければならない。

2 申請者は、お見合いの開催日から起算して2週間以内に、田子町同窓会等支援事業完了届兼助成金精算書(様式第5号)に支出の明細が判別できる領収書を添付したお見合い報告書(様式第8号)を添えて町長に提出し、助成金の精算を行わなければならない。

- 3 町長は、前2条の規定により助成金の事業完了届兼助成金精算書の提出があったときは、町長はこれを審査し、助成金の過不足がある場合はこれを精算するものとする。なお、収支計算により剰余金がある場合は、これを出席者に還付するか公益目的の寄付金にしなければならない。
- 4 申請者は、開催した同窓会又はお見合いの出席者等により第4条に規定する助成対象の同窓会等の条件を満たさなかった場合は、概算払いした助成金全額を町長に返還するものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、助成金の交付申請者が、虚偽等により不当に助成金の交付を受けた場合は、助成金の全額の返還を命ずるものとする。

(他の助成等との重複交付)

第11条 本要綱による支援事業助成金は、他の団体等からの支援又は助成等を受ける場合は交付しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和4年度田子町同窓会等支援事業助成金交付要綱(令和4年4月1日訓令第18号)は廃止する。